

地下街に関する定期調査・検査の項目等の指定について

1 趣旨

平成 26 年 6 月公布の改正建築基準法、平成 28 年 1 月公布の改正建築基準法施行令（以下「令」という。）及び平成 28 年国土交通省告示第 240 号により、不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物や建築設備等については、一律に定期報告の対象とされました。そこで今回、地下街に関する定期調査・検査の項目等を横浜市建築基準法施行細則に規定し、横浜市告示において具体的な調査項目等を規定しました。

2 告示の概要

① 地下街であるものの調査の項目等

建築物の定期調査の項目等に関する告示（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）（以下「告示第 282 号」という。）に規定されている項目等について、地下街の基準を規定する令第 128 条の 3 に関する部分についても準用されるよう規定しました。

また、地下道の部分等、告示第 282 号では調査の項目等とされていない部分についても定期調査の項目等として追加しました。

② 地下街であるものに設ける建築設備の検査の項目等

建築設備の定期検査の項目等に関する告示（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）に規定されている項目等について、建築物と同様、地下街の基準を規定する令第 128 条の 3 に関する部分についても準用されるよう規定しました。

③ 地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等

防火設備の定期検査の項目等に関する告示（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）に規定されている項目等について、建築物及び建築設備と同様、地下街の基準を規定する令第 128 条の 3 に関する部分についても準用されるよう規定しました。

※詳細はこちらのホームページをご参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/jouhou/kenki/jourei/saisoku/>

（横浜市建築基準法施行細則ホームページ）

3 告示の施行日

施行日は、法改正の施行日と同様、平成 28 年 6 月 1 日とします。